

黒部市民病院就業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、黒部市民病院の看護職員を確保するため、富山県看護学生修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けて修学した者が黒部市民病院の看護職員として就業し、修学資金を返還する場合において、その返還額を助成する黒部市民病院就業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、黒部市補助金等交付規則（平成18年黒部市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「看護職員」とは、黒部市の正規職員として採用された保健師、助産師又は看護師をいう。

2 この条例において「看護師等養成所」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第22条までの規定により文部科学大臣が指定した学校又は市長が指定した養成所
- (2) 看護に関する専門知識を修得する目的で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条の規定により設置される大学院の修士課程

(助成対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次条に掲げる奨学金等の返還を予定し、又は返還中の者であって、平成30年度以降に看護師等養成所を卒業し、かつ平成31年4月1日以降に初めて黒部市民病院の看護職員として就職し、現に就労を継続しているものとする。

(助成対象となる奨学金等)

第4条 補助金の交付の対象となる奨学金等は、富山県看護学生修学資金とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、黒部市民病院へ就職後に発生する修学資金の返還額に相当する額とする。

2 前項に規定する補助金の額の算定に際しては、繰上償還にかかる返還額の増額分は、考慮しないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、黒部市民病院就業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、院長に申請しなければならない。

- (1) 富山県看護学生修学資金貸与決定通知書の写し

(2) 富山県看護学生修学資金返済計画書の写し

(交付決定及び通知)

第7条 院長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、黒部市民病院就業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の請求と交付)

第8条 補助金の交付が決定した者（以下「交付決定者」という。）が、修学資金の返還を行ったときは、速やかに黒部市民病院就業補助金請求書（様式第3号）及び返還した額がわかる書類を添えて、補助金を請求しなければならない。

2 院長は、前項の規定による請求があったときは、審査の上、30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 院長は、交付決定者が、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、奨学資金の返還が完了したときは、黒部市民病院就業補助金にかかる奨学金等返還完了報告書（様式第4号）に修学資金の返還完了の事実を証する書類を添えて、院長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、院長が定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。